



## 平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震に係る 被災者生活再建支援法の適用について（宮城県）

- 平成 20 年 6 月 14 日に発生した平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震について、宮城県から住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。
- 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等については、その申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度に応じて支給する基礎支援金と住宅の再建方法に応じて支給する加算支援金が財団法人道府県会館から支給される。

該当市町村	支援法 適用日	支援法 適用基準	住宅被害(世帯)	
			全 壊	半 壊
【宮城県】 栗原市（くりはらし）	6 月 14 日	第 1 条 第 2 号	21	16

注 1 上記の数値は現状での県からの報告による。同数値は、今後の調査によって変動することがある。

注 2 支援法適用基準とは被災者生活再建支援法施行令を示す。

### <参考>

#### 1. 支援金支給の仕組み（法第 18 条）

被災者生活再建支援金は、相互扶助の観点より各都道府県からの拠出により造成された「被災者生活再建支援基金」を活用して支給するが、その 1/2 について国が補助することとされている。

#### 2. 対象となる自然災害（施行令第 1 条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第 1 条第 2 号（10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害）に該当することによる。

※ 宮城県政記者会においても発表。

本件問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付  
 参事官（災害復旧・復興担当）付  
 菊地、今西

TEL 5 2 5 3 - 2 1 1 1（内線 5 1 6 0 2）  
 3 5 0 1 - 5 1 9 1（直通）